TOPICS 労務対策講座

ほぼ全ての事業者が対象に!

「改正個人情報保護法」の知っておくべきポイント

株式会社ブレイン
コンサルティングオフィス

近年、あらゆる場面で個人情報を利用したサービスが提供され、生活が便利になるとともに、個人情報の漏えい・不正利用などが社会問題となっています。こういった事情から「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)が2005年(平成17年)に全面施行されました。それから約10年、情報技術の発展により当時は想定されていなかった問題などに対応するため、2017年(平成29年)5月30日に改正個人情報保護法が施行されます。中でも大きな改正は、規制の対象となる事業者の定義が変更され、ほぼ全ての事業者が個人情報保護法の規制対象となることです(図1)。

これまで対象外とされていた保有する個人情報が5,000件以下の中小企業等にも個人情報保護法が適用され、違反にはペナルティーが課される場合があります。今回は、新たに変更された他の重要点も含めて、企業が知っておかなければならない改正個人情報保護法のポイントを解説します。

(図1)個人情報保護法の対象

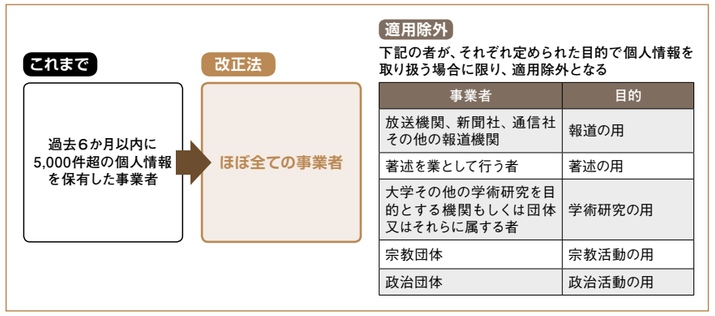

(図2)個人情報に該当するもの、該当しないもの

●個人情報に該当するもの

・氏名／生年月日／住所／電話番号／ファックス番号
・「kojin-ichiro@xxx.co.jp」のように所属団体と氏名から本人を特定できるメールアドレス
・顔の画像／個人識別できる防犯カメラの画像や音声データ
・クレジットカード情報／銀行口座番号
【以下は改正により該当】
・顔認証データ／指紋認証データ
・運転免許証の番号／パスポートの番号　　等

◆個人情報に該当しないもの

・法人や団体そのものに関する情報
(ただし、役員や従業員に関する情報は個人情報に該当する)
・携帯電話番号、携帯端末ID等
(ただし、他の情報とセットして一つのデータとして保有していれば個人情報になり得る)　等

(図3)個人情報・個人データ・保有個人データ

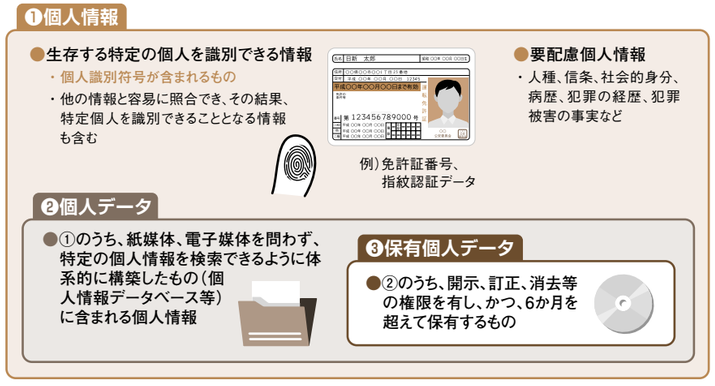

そもそも「個人情報」とは?
個人情報の定義の明確化

個人情報といえば、氏名や住所、電話番号などの連絡先のことというイメージを持っている人が多いと思いますが、それだけではありません(図2)。

個人情報保護法では個人情報を「生存する個人に関する情報であって」(つまり亡くなっている方の情報は対象外です。ただし、生存する遺族などに紐づく場合は個人情報に該当します)、「氏名、生年月日、住所等により特定の個人を識別することができるもの」さらに「他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別することができるものを含む」としています。

言い換えれば、誰の情報なのかすぐに分かるような情報は個人情報となるということです。ただし、変更しやすいメールアドレスや携帯電話の番号については個人情報となる場合について少し注意が必要です。これらは固定電話の電話番号のように、それだけで特定の個人と紐づいているとはされず、メールアドレスから誰のものか特定できる場合や他の情報と合わせて誰の携帯電話番号であるか分かるような場合に個人情報となります。

また、改正個人情報保護法では、個人情報に該当するかどうかの判断が難しいいわゆるグレーゾーンに対応して、保護が必要な情報を「個人情報」「個人データ」「保有個人データ」の3つに分けて定義しています(図3)。

①「個人情報」については基本的に先に説明したとおりですが、改正個人情報保護法では特に取り扱いについて配慮が必要な個人情報を「要配慮個人情報」と定めています。「要配慮個人情報」とは、人種(単なる国籍は該当しません)、信条、社会的身分(生まれによる身分を意味し、単なる職業的地位は該当しません)、病歴(健康診断やストレスチェック等の結果を含みます)、犯罪の経歴、犯罪被害の事実などが該当します。事業者は法令に基づく場合などの例外を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで要配慮個人情報を取得することはできなくなりました。

②「個人データ」とは個人情報のうち、特定の個人情報を検索できるようにしたデータベース等に含まれる個人情報をいいます。コンピューターによるものに限らず、例えば仕事で使う携帯電話の電話帳や五十音順に整理しインデックスを付けてファイルしている登録カードなども個人情報データベースに該当しますので、当然、その中の情報は「個人データ」となります。

③「保有個人データ」とは個人データのうち、事業者が開示、訂正、消去の権限をもち、かつ6か月を超えて保有するものをいいます。

個人情報をどう取り扱えばよいのか?
事業者が守るべきルール

それでは事業者は個人情報をどのように取り扱わなければならないのでしょうか。個人情報保護法等に基づいて監督などを行う個人情報保護委員会では、事業者が守るべきルールを定めています(図4)。

①取得・利用

個人情報を取得する時は基本的に「利用目的」を特定したうえで、本人が利用目的について知ることができるように通知するか公表しなければなりません(なお先に述べた「要配慮個人情報」の場合、取得するには原則として事前に本人の同意が必要となります)。

「利用目的」は、できるだけ具体的に特定しなければならず、単に「当社の事業活動に用いるため」「当社の提供するサービスの品質向上のため」といった記載では不十分で「○○事業における商品の発送、関連するアフターサービス、新商品・サービスに関する情報のお知らせのため」などと明記しなければなりません。

また本人が自分の個人情報がどのように使われるのか「利用目的」を確認できるようにしておかなければなりません。

②保管

個人データの基本的な取り扱い方法を整備するとともに、責任ある立場の者が確認すること、および定期的な研修等を行う必要があります。また紛失・盗難等を防ぐためパスワードやアクセス制限をかけたり、施錠できるところに保管したりするなどの安全策を講じなければなりません。

③④第三者提供

他の会社などに個人データを渡す時は、原則として事前に本人の同意が必要になります。例外が幾つかあり、1つは、例えば税理士に税の手続きを依頼するなど個人データの取り扱いを「委託」する場合です。「委託」する場合は本人の同意は不要とされていますが、委託する会社は委託先を「監督」しなければなりません。

⑤開示

本人から請求があった場合、その個人情報の開示、訂正、利用停止に応じる必要があります。本人からの請求とは、例えば従業員の扶養家族の情報については、従業員からではなく扶養家族本人から請求がなければ開示等をしてはならないということです。ただし、健康診断の結果など法令で保管期間が定められている情報は、その期間内は削除依頼があっても削除できません。

罰則などのリスクと対応の必要性

後述しますが、上記のような措置を全て行っていないからといって個人情報保護法違反として、いきなり事業者にペナルティーが科されるということは基本的にはありません。しかし、個人情報の漏えい事故や事件があった時は、対策をどこまで行っていたかで裁判等での評価や企業が被るリスクを減らすことにつながります。また改正個人情報保護法では新たな罰則が設けられていますので、注意が必要です。図5は、罰則とリスクの例です。

通常、個人情報保護法の違反については、まずは注意勧告や指導・命令の対象となります。この命令等に違反した場合に懲役または罰金が科されることになっています。ですが、改正法では「個人情報データベース提供罪」が新たに設けられ、これに違反した場合は、いきなり罰則が課されることがあります。

しかし、個人情報を漏えいした場合、最も怖いのは、漏えいした個人情報の件数によっては一回で経営困難な額となりかねない損害賠償責任や顧客離れなどが発生してしまうことです。

経営者や管理職が「顧客の個人情報はないから、対応しなくていいんじゃないか?」と考えていれば、それは間違いです。従業員の情報も個人情報として、個人情報を取り扱っていることになります。また従業員が「自分はたいした情報を扱っていないから関係ないはず…」と思っていても、改正個人情報保護法ではメールのアドレス帳も個人情報データベースとされるなど、個人情報を取り扱わない社員はごくわずかです。

個人情報の取り扱いを誤りますと、「知らなかった」では済まない取り返しのつかない大損害につながることがあるため、改めて対応を見直す必要があります。

(図4)事業者が守るべきルール

	場面	内容
①	取得・利用する時	個人情報を取得した場合は、利用目的を本人に通知または公表すること(あらかじめ利用目的を公表している場合を除く)
②	保管する時	情報の漏えい等が生じないように安全に管理すること
③	他人に渡す時	本人以外の第三者に渡すときは、原則として、あらかじめ本人の同意を得ること
④	外国にいる第三者に渡す時	個人情報保護委員会規則に則った方法または個人情報保護委員会が認めた国、または本人同意により第三者提供が可能
⑤	開示を求められた時	本人からの請求に応じて、開示、訂正、利用停止すること

出典:個人情報保護委員会事務局「個人情報保護法の基本」より作成

(図5)個人情報漏えいのリスク

罰則(刑事罰)	個人情報保護法違反(行政の命令等にも違反した場合)	6か月以下の懲役または30万円以下の罰金
	個人情報データベース提供罪	1年以下の懲役または50万円以下の罰金
民事責任	損害賠償責任	1人あたり数千円～数万円(過去の判例より)
間接的損害	企業イメージ・信用ダウン	顧客離れや採用への悪影響
	金銭的コスト	復旧コストのほか営業秘密や技術の流出による損害
	業務効率の低下	上記のような損害を受けての従業員やその家族への影響